平成２５年（フ）第９５号
岐阜県美濃加茂市田島町１丁目１番13号　エスタシオンタジマ102、前住所岐阜県美濃加茂市田島町１丁目16番10号　ＣＨＡＴ102号室
債務者　中野　純隆
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１００号
岐阜県可児市今渡1595番地20　Ｒｉｖｅｒ　Ｔｏｗｎ　ＹＯＳＨＩＤＡ―103、前住所岐阜県可児市大森1501番地6408
債務者　西尾　　勇
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１０２号
岐阜県加茂郡川辺町上川辺17番地８
債務者　井戸　正道
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第８３号
三重県名張市夏見1505番地87
債務者　青木　大輔
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２３０号
三重県いなべ市員弁町畑新田414番地
債務者　**櫛**引　秀明
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
三重県四日市市采女町892―１　サープラスⅡリネアリス花ノ木101号室、住民票上の住所三重県鈴鹿市住吉２丁目９番43号
債務者　井上久美子
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１２３３号
京都市山科区勧修寺風呂尻町128番地　イーストファーム401、前住所京都市伏見区日野林56番地５
債務者　駒田たまき
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７６号
京都市南区西九条池ノ内町９番地
債務者　西川文野こと　尹　　美子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４１号
京都市下京区木津屋橋通猪熊西入樽屋町390番地３
債務者　小坂井喜彦
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１８号
京都市伏見区向島清水町47―１　市営住宅11―４―306号、住民票上の住所佐賀県唐津市和多田用尺５番17号
債務者　金丸ひろ子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２１号
京都市伏見区竹田醍醐田町15番地33
債務者　松岡　太郎
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２６号
京都市伏見区淀本町173番地12　シャトー淀城公園323
債務者　上坂みゆき
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６４４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―2018号
債務者　中渕　浩文
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５０号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目28番15号越智マンション206号、前住所兵庫県尼崎市東七松町１丁目９番３号
債務者　岩田喜美子
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６８５号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目48番地の６　橋本貸家南側
債務者　白石　香里
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６９０号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目17番地の３　パークアベニューⅡ402号、前住所兵庫県尼崎市東園田町４丁目161番地の５　クレオ東園田町201号
債務者　川原　悦夫
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係